

保護者のみなさまへ

～ 就学援助のお知らせについて ～

幕別町教育委員会

幕別町では、小・中学校に通われるお子さんが楽しい学校生活が送れるよう、経済的な理由により学用品費や給食費などの負担が困難な世帯に対して、援助を行っています。

援助を希望される方は、「就学援助費受給申請書」に必要事項を記入のうえ、期日までに申請してください。

■ 援助を受けるための手続き

就学援助費の受給を希望される場合は、「就学援助費受給申請書」に必要事項を記入のうえ、期日までにお子さんが通っている学校または教育委員会等へ持参・郵送により提出してください。

(1) 記入方法

- ① 記入例を参考に、黒色ボールペンを使用し、太枠線内をすべて記入してください。
- ② 修学旅行費等の請求・受領・処理に関する学校長への委任及び町民税課税台帳等の閲覧について承諾する箇所がありますので忘れずに記名押印してください。

(2) 留意事項

- ① 就学援助費の支給は口座振込となりますので、金融機関名・支店名・種別・口座番号・口座名義(カタカナ記入)は、間違いのないよう記入してください。口座名義は、申請者と同一の方の口座情報を記入してください。
- ② 申請理由10番「その他」の場合は、具体的な状況を自由記載欄に必ず記入してください。認定対象額が1.3倍以上の場合であっても、具体的な状況の記載内容や生活実態等の聴き取り調査等により認定対象額が緩和される場合があります。
- ③ 幕別町に平成29年1月2日以降に転入された方は、平成28年中の収入を証明する書類(源泉徴収票又は確定申告等の写し)が必要になりますので必ず添付してください。また、書類に不備がある場合や確定申告をされていない場合は、判定することができませんのでご注意ください。
- ④ 小学校・中学校の両方にお子さんがある場合、一枚の申請書にまとめて記入し、いずれかの学校に提出してください。
- ⑤ 申請は毎年必要になります。昨年度申請されていても、今年度も申請が必要になります。

(3) 提出先

お子さんが通う学校・教育委員会・忠類総合支所生涯学習課・札内支所・糠内出張所

※ 郵便の場合の送付先(当日の消印有効)

〒089-0604 幕別町錦町98番地 幕別町教育委員会学校教育課宛 ☎0155-54-2006

■ 援助を受けられる理由

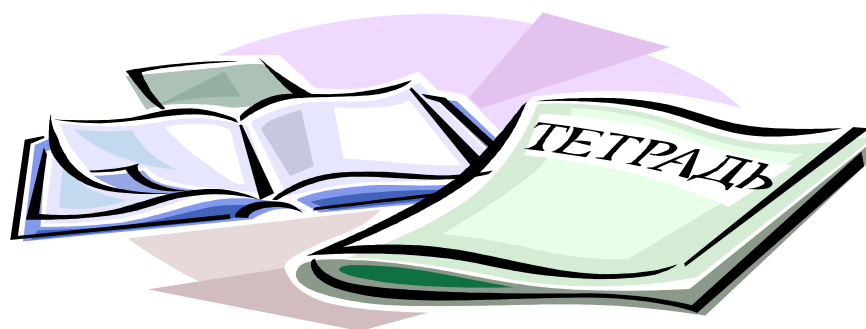
次の理由に該当する方は、就学援助が受けられます。

対 象 者	1 現在、生活保護を受けている方（要保護）
	2 要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる方（準要保護）
	（1）平成28年4月から現在までに次のいずれかの措置を受けた方
	ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた
	イ 町民税が非課税又は減免された（世帯全員）
	ウ 個人事業税又は固定資産税が減免された
	エ 国民年金の掛金が全額免除された
	オ 国民健康保険料が減免又は徴収が猶予された
	カ 児童扶養手当の支給を受けている（児童手当とは異なります）
	キ 生活福祉資金の貸付を受けた
（2）前年の世帯収入が、生活保護基準を準用して定めた額に比較して、1.3倍未満の場合	

■ 援助を受けられる目安

上記「援助を受けられる理由」の1及び2の(1)以外の方で、次のいずれかに該当する方は、前年の世帯収入が、生活保護基準を準用して定めた額に比較して1.3倍未満の場合、援助を受けることができます。

対 象 者	ア 保護者の職業が不安定な方	
	イ 学校納付金の納付が困難、または学用品、通学用品等に不自由している方	
	ウ 経済的な理由による欠席日数が多い方	
	エ 保護者が失業、倒産等により著しく収入状態が悪化している方	
	オ 長期療養、火災、交通事故等不慮の災害により生活が困窮している方	
	カ その他、特別な事情により著しく生活が困窮している方	
収 入 目 安	3人世帯（父39歳、母37歳、小学4年生）	2,750,000円程度
	4人世帯（父39歳、母37歳、中学3年生、小学4年生）	3,492,000円程度
	5人世帯（父39歳、母37歳、中学3年生、小学4年生、祖母62歳）	3,968,000円程度
備 考	援助を受けられる収入目安は、家族構成や年齢、家賃などにより異なりますので、あくまでも参考としてください。また、エ～カの理由の方は、現在の世帯状況等によっては、1.3倍以上であっても教育委員会が必要と認めたとき対象となる場合があります。	



■ 支給内容

(参考:平成29年度支給内容)

No	支給科目	内 容
1	学用品費	小学校1年生11,420円・2～6年生13,650円 中学校1年生22,320円・2、3年生24,550円
2	新入学用品費	小学校1年生のみ40,600円・中学校1年生のみ47,400円
3	体育実技用具費	幕別地区:小1・小4・中1のみ11,590円 忠類地区:小1・小4のみ26,020円、中1のみ37,340円
4	学校給食費	基準額×食数～学校長に受領を委任
5	修学旅行費	実費分～学校長に受領を委任(小6・中3)
6	医療費	虫歯・中耳炎等対象となる疾病
7	P T A会費	小学校:3,380円 中学校:4,190円(いずれも補助限度額) ※保護者が納入すべきP T A会費が上記金額に満たない場合は納入した額
8	生徒会費	中学校:5,450円(補助限度額) ※保護者が納入すべき生徒会費が上記金額に満たない場合は納入した額
9	クラブ活動費	中学校:29,600円(補助限度額) ※保護者が納入すべき部活動費が上記金額に満たない場合は納入した額

注1) 学用品費・新入学用品費・体育実技用具費(スケートまたはスキーを実施している学校に通学している方に限ります)・P T A会費・生徒会費・クラブ活動費は、保護者へ直接支給します。

注2) 生活保護を受けている方は、修学旅行費と医療費のみ対象となります。

注3) 年度途中認定の場合、学用品費、P T A会費、生徒会費及びクラブ活動費は月割となります。ただし、**新入学用品費は年度当初、体育実技用具費は12月までに認定を受けていなければ対象になりません。**

■ 提出期限

学 年	当初判定する提出期限
中学校新3年生	平成29年3月17日(金)
小学校新2年生～中学校新2年生	平成29年3月24日(金)
小学校新1年生	平成29年4月19日(水)

4月当初からの認定を希望する場合は、必ずこの期日までに申請してください。

※ 就学援助は、随時申請を受け付けていますので、上記期限後であっても途中認定の申請を希望される場合は、教育委員会等へご連絡ください。

■ 判定結果

判定結果については、次のとおり文書で通知します。

学 年	当初判定の結果通知
小学校新1年生～中学校新2年生	5月中旬
中学校新3年生	4月上旬



■ 援助費認定 Q & A

Q 1 母子(父子)家庭で児童扶養手当の支給を受けている。

A 1 認定となります。

Q 2 1月に突然解雇されて生活が困窮している。

A 2 昨年1年間の収入が認定基準以上の方でも、教育委員会が必要と認めた場合は認定となります。
ただし、失業保険を受けている場合は認定なりません。

Q 3 母親が2か月以上入院するため、仕事を辞めなければならなくなった。

A 3 基本的に、父母が共に働いている場合は、2人の収入を合計して計算しますが、母親が病気等で働けなくなった場合は、今後の生活実態等を考慮して判定します。